

## コンプライアンス委員会

令和7年4月21日  
コンプライアンス担当

コンプライアンスとは英語で「命令・要求に従うこと」という意味であり、「法律や条例を遵守すること」となる。コンプライアンスの基本にあるのは社会的責任であり、法令を遵守し、倫理的に教育活動を行うことが重要となる。そのため、教職員は「自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の崇高に努めなければならない」という責務が課せられている。学校の教職員は、より重い社会的責任を担う存在であるからには、スクールコンプライアンスを遵守しなければならない。

### 【研修計画】

- 1 研修 (1)職員会議後に行うボトムアップ型のミニ研修(10 分程度)  
(2)定例の会議等で行う管理職によるトップダウン型の研修  
(3)適宜:コンプライアンスに関する案件発生時に文書(コンプライアンス便り)等による研修

### 2 研修の方法

#### (1)ボトムアップ型研修

- ・コンプライアンスにかかわる内容を担当が準備( 資料等にまとめ、研修時に配付 )
- ・担当ブロックの方々には内容に沿った資料の作成

| 月   | 担当ブロック   | 研修内容      |
|-----|----------|-----------|
| 5月  | 事務担当     | 学校徴収金について |
| 6月  | 教務部、養護教諭 | スピード違反    |
| 7月  | 6年部      | 情報セキュリティ  |
| 8月  | 4年部      | 著作権・肖像権   |
| 9月  | 支援部1     | 体罰        |
| 10月 | 5年部      | ハラスメント    |
| 11月 | 3年部      | 窃盗等の犯罪行為  |
| 12月 | 支援部      | 飲酒運転      |
| 1月  | 2年部      | 公金等の不正処理  |
| 2月  | 1年部      | 交通事故      |

#### (2)トップダウン型研修

#### 【「自分事」としてとらえるコンプライアンス研修】

|      | 項 目    |                             |
|------|--------|-----------------------------|
| 4 月  | 服務について | ・服務全般にわたり公務員として勤務するにあたっての心得 |
| 5 月  | 実態把握   | ・コンプライアンスに関する個人リスクの分析と目標設定  |
| 6 月  | 飲酒運転防止 | ・飲酒機会増加傾向に向けての注意喚起          |
| 7 月  | 個人情報①  | ・事務処理期間に向かうための適切な管理         |
| 8 月  | 面談     | ・情報の収集と風通しのよい環境づくり          |
| 9 月  | 暴言     | ・児童主体の活動が充実する時期の指導徹底        |
| 10 月 | わいせつ   | ・わいせつ行為の事案活用による研修           |
| 11 月 | スピード違反 | ・年末に向け慌ただしい時期を迎える中での違反防止    |
| 12 月 | 学校徴収金  | ・学校徴収金に対する正しい理解と会計決算に向けた対応  |
| 1 月  | 過去事例   | ・教職員による服務規律違反事例             |
| 2 月  | 個人情報②  | ・年度末事務処理に向けた対応              |
| 3 月  | 振り返り   | ・コンプライアンスに関する自己管理           |

#### (3)コンプライアンス便り

- ・コンプライアンス事案発生時に、職員終会等でタイムリーに職員へ周知する。